

(第4条関連)

本対価の額（税別）及び支払時期は、以下のとおりとする。

支払時期：内定者が乙において就労を開始した日（以下「就労開始日」という。）の属する月の翌月末日まで

本対価の額（税別）：乙の理論年収（基本給、時間外給与（固定支払分）、賞与（固定支払分前年実績に準ずる。前年実績がない場合、固定支払分とする。）、各種手当その他労務の対価の一切を含み、社会保険料・年金等の控除前の金額を指す）1年分の60%

尚、甲が乙に対し、見積書にて上記と異なる本体価の額（税抜）を提示した場合、その提示額を適用する。

ただし、以下に定める事由が生じたときは、各号に定める金額を、甲より乙に返金する。

A 内定者が就労開始日1ヶ月以内に自己都合により乙を退社した場合（その退社に乙の責に帰すべき事由があるときを除く。以下B及びCについて同じ。）

受領済本対価の80%

B 内定者が就労開始日1ヶ月後3ヶ月以内に自己都合により乙を退社した場合

受領済本対価の50%

C 内定者が就労開始日3ヶ月後6ヶ月以内に自己都合により乙を退社した場合

受領済本対価の10%